

国民健康保険に加入されている方でも 社会保険の被扶養者になれる場合があります

現在、国民健康保険（国保）に加入されている方でも、収入が少ないなどいくつかの基準を満たせば、同じ世帯で会社にお勤めの方の社会保険（注1）に「被扶養者」として加入できる場合があります。

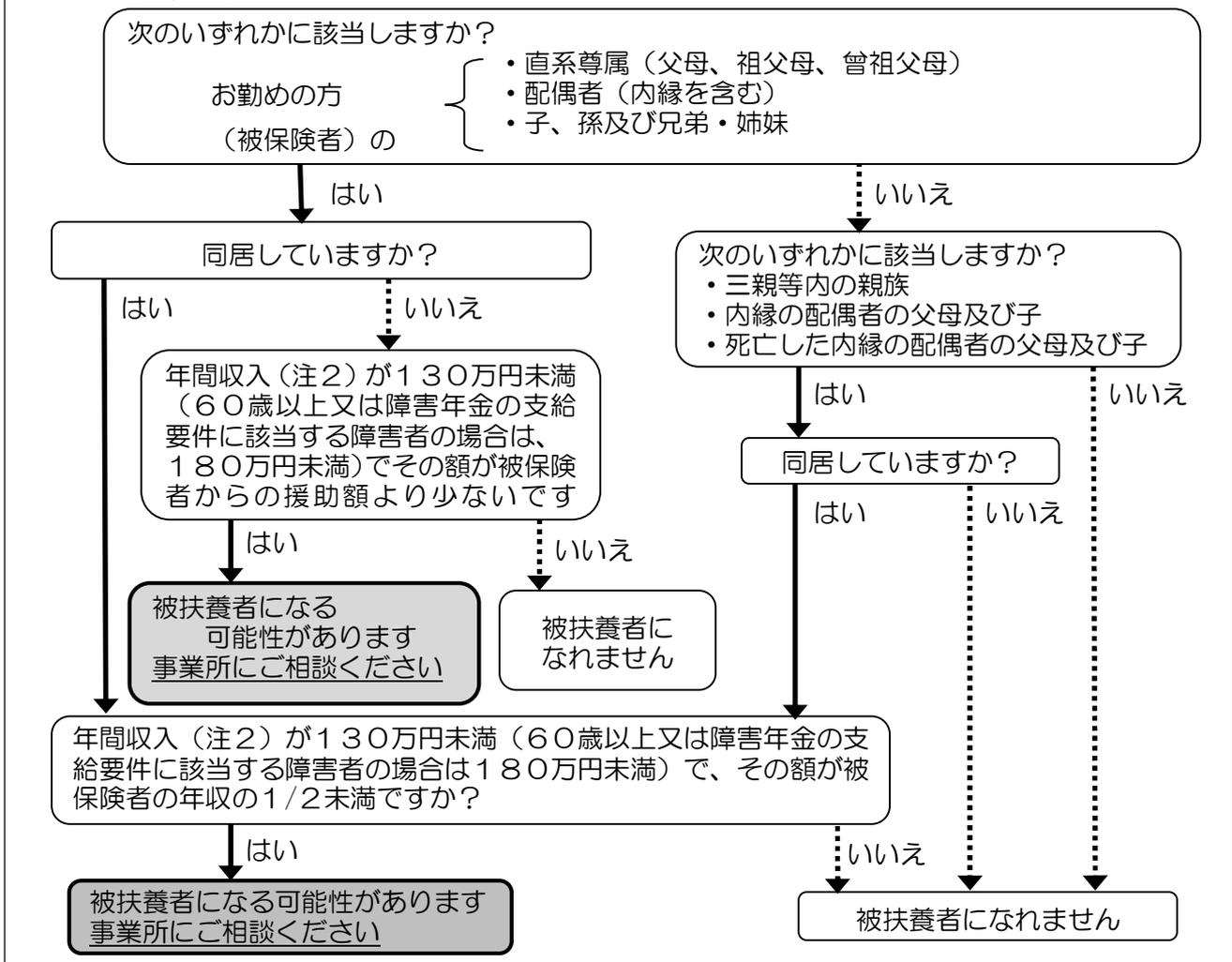
社会保険の「被扶養者」になることで、世帯の国民健康保険税の負担軽減が図れます。

なお、現在の収入や世帯の状況によっては、事業所から被扶養者になれないと判断される場合もありますので、ご注意下さい。

社会保険の被扶養者認定の目安

以下のフローチャートで、「被扶養者になる可能性があります」と判定される場合は、お勤めの事業所に、ご相談ください。

●フローチャート



(注1) 社会保険…全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合（国家公務員、地方公務員など）

(注2) 年間収入とは、直近3ヶ月の収入をもとに、申請以後1年間の年収見込み額を計算したものをいいます。なお、給与、賃金や公的年金等の場合は支給総額、営業や農業の場合は、収入額から必要経費を控除した額（いわゆる所得額）となります。

一社会保険に加入した場合の手続き一

被扶養者の認定を受け社会保険に加入された場合は、必ず 14 日以内に最寄りの市民センターへ届出ください。

【持参するもの】①国保と社会保険の被保険者証 ②届出に來られる方の本人確認書類（運転免許証など） ③印鑑 ④世帯主と社会保険加入者全員の個人番号確認書類（通知カード、マイナンバーカードなど）

問い合わせ 南砺市 健康課 国保・年金係 TEL 0763-23-2011